

住まいの再建支援策に係る Q & A

【共通事項】

(問 1) 支援策の対象世帯は、住民票上の世帯か、罹災証明書上の世帯か。

(答) 罹災証明書上の世帯を基準とします。

(問 2) 元々一つの世界帯だったものが、2か所に再建した場合、それぞれ対象となるのか。

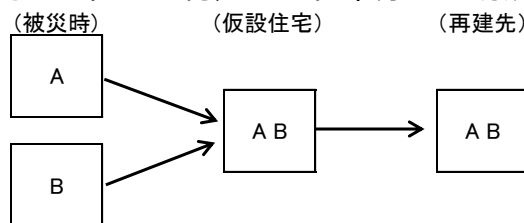
(答) 罹災世帯で1回のみ助成します。

被災時1つの世帯であったが、再建時、2つの世帯に分かれる場合には、どちらか1つの世帯に助成を行いますので、助成金はどちらの世帯で申請するかどうか世帯間でお話し合いいただきますようお願いします。

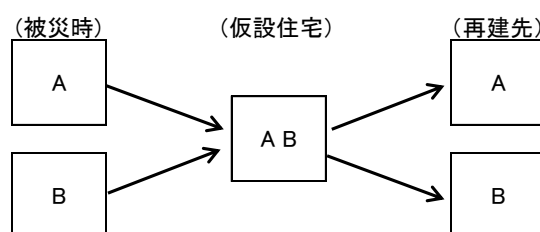
(問 3) 2つの被災世帯が1つの応急仮設住宅に同居した場合、支援策はそれぞれの世帯で対象となるのか。

(答) 2つの被災世帯が1つの応急仮設住宅に同居し、その後同一の住宅に再建する場合は、2つの被災世帯を1世帯とみなし、1回のみ助成します。ただし、別々の住宅に再建する場合は、それぞれの世帯に助成します。

[同一の住宅に再建→1世帯分のみ助成]



[別々の住宅に再建→2世帯分助成]



(問 4) 申請するタイミングはいつか。

(答) 再建先となる住居に転居が完了した後に申請していただきます。

応急仮設住宅入居者は退去の事実が確認されたことを併せて確認させていただきます。

(問5) 申請者は被災者に限るのか。

(答) 申請者は、被災者（罹災証明書に記載がある世帯員）に限ります。

(問6) 支援金の振込み先は、申請者に限られるのか。

(答) 支援金の振込み先は、原則、申請者に限ります。

ただし、自宅再建利子助成事業について、申請者の2親等以内の親族が融資を受けた場合、申請者からの委任状により、融資を受けた者（申請者の2親等以内の親族）に振り込むことができます。

(問7) 申請手続きは、被災時の市町村、それとも現在居住している市町村、いずれの市町村で行うのか。

(答) 被災時にお住まいだった市町村で手続きを行ってください。

(問8) 既に再建先（恒久的住まい）となる住居に転居している場合、対象となるか。

(答) 原則として、住宅を再建し、その住宅に入居した日から6ヶ月以内に申請いただく必要があります。

ただし、各助成金の補助金交付要項施行日（※）以前に再建した場合には、原則として、要項施行日から6ヶ月以内に申請いただければ対象とします。

※補助金交付要項施行日については各市町村で時期が違いますので、被災時にお住まいだった市町村申請助成金申請窓口にお問い合わせください。

(問9) 再建先が県外となる場合、対象となるか。

(答) 対象とならなりません。県内での再建が対象となります。

(問10) 被災者生活再建支援金をもらっていても対象となるか。

(答) 対象となります。

(問 11) 6つの支援策があるが、併給は可能か。

(答) 対象要件に合致すれば、併給は可能です。

(例)

- ・ 自宅を再建した場合、融資を受け、転居を伴えば、自宅再建利子助成もしくは、リバースモーゲージ利子助成と、転居費用助成が受けられます。融資を受けていなければ、転居費用助成のみ受けられます。
- ・ 民間賃貸住宅に入居した場合、転居を伴えば、民間賃貸住宅入居費用助成と、転居費用助成が受けられます。現在、借上型仮設住宅に入居しており、3者契約を2者契約に切替え、新たに契約を締結した場合は、転居は伴わないため、転居費用を受けられません。また、保証人不在被災者支援を利用して入居した場合は、併給が可能です。
- ・ 公営住宅に入居した場合、公営住宅入居助成と転居費用助成が受けられます。

※自宅再建のための利子助成、民間賃貸住宅入居費用助成、公営住宅入居助成の併給はありません。

(問 12) 交付対象者で、応急仮設住宅入居者が供与期間を過ぎて入居している場合、対象となるのか。

(答) 対象となりません。

ただし、応急仮設住宅の供与期間が延長された方については、延長された期限までに退去し、再建先に転居いただければ対象となります。

(問 13) 解体を証明する書類の写しとは具体的にはどのような書類か。

(答) 以下の書類の写しを想定しています。

- ・ 市町村が発行する解体証明書
- ・ 建物の滅失登記簿謄本
- ・ 建設リサイクル法の規定に基づく届出書に担当課等受理印がある場合
- ・ 被災者生活再建支援金の支給決定通知（解体世帯）

(問 14) 転居完了後の申請であるが、世帯のうち一部が応急仮設住宅に残る場合、申請は可能か。

(答) 一部が残る場合は不可です。応急仮設住宅に入居していた世帯全員が転居後申請してください。

【リバースモーゲージ利子助成事業】

(問1) リバースモーゲージ型の融資とはどのようなものなのか

(答) 毎月の返済は利息のみで、借入金の元金は申込人全員が亡くなられたときに、住宅及び土地の売却等により、一括して返済するものです。

リバースモーゲージ型の融資の詳細については、リバースモーゲージ型の融資商品を取り扱っている金融機関にお問い合わせください。

※リバースモーゲージ利子助成事業はリバースモーゲージ型の融資を受けられた方が支払われる利息の一部を助成するものです。

(問2) 被災前の住居が自宅以外であった場合でも申請できるか。

(答) 被災前の居住形態は問いません。持家、賃貸住宅などでも交付対象者の要件に合致すれば申請可能です。

(問3) 熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金との併用は可能か。

(答) 併用可能です。

熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）補助金は、震災前の住宅ローンの利子に対する補助。リバースモーゲージ利子助成事業は、震災後、住宅再建のため、新たに借り入れる住宅ローンの利子に対する補助であるため。

(問4) 日本財団わがまち資金「被災住宅再建資金助成事業」との併用は可能か。

(答) 併用はできません。

リバースモーゲージ利子助成事業と同趣旨の事業であるため、どちらかを選択いただくことになります。

(問5) 個人間の借入(親族間の借入等)や消費者金融からの借入は対象となるのか。

(答) 個人間の借入、消費者金融は不可です。

あくまで住宅再建のために金融機関(※)から借入れたものであり、金銭消費貸借契約書の資金使途欄に住宅を建設、購入、補修するために借入を行ったことを明記されたものに限りです。

※金融機関等

- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 民間金融機関
- 各種共済組合、その他貸付事業を行う団体

(問6) 利子助成の利率はいつ時点の貸付利率を採用するのか。

(答) 金銭消費貸借契約書締結日時点の独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の基本融資額に係る融資金利を採用します。

(問7) 工事請負契約書や不動産売買契約書などの提出は求めないでいいのか。

(答) リバースモーゲージ型の融資の場合は必ず土地と建物に抵当権を設定し、抵当権設定契約を締結するため、再建先の所在地を把握することが可能であることから提出を求めています。

(問8) 具体的にどのように利子助成額を算定するのか。

(答) 以下の事例をご参照ください。

[事例1]

リバースモーゲージ型の融資を以下の条件で借入れた場合

融資額：1,000万円

融資金利：1.94%

金銭消費貸借契約日：平成31年2月1日

850万円(※1)×0.55%(※2)×20年=935,000円(千円未満切捨て)

(※1) 1,000万円借入れた場合でも、利子助成額を算定する場合には助成対象限度額である850万円を借入れたものとみなし計算します。

(※2) 平成31年2月1日時点の独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」建設・購入の場合の基本融資額に係る融資金利(※3)です。

(※3) 融資金利は変動します。

[事例 2]

リバースモーゲージ型の融資を以下の条件で借入れた場合

融資額：500 万円

融資金利：1.94%

金銭消費貸借契約日：平成 31 年 2 月 1 日

$500 \text{ 万円} \times 0.55\% (\text{※1}) \times 20 \text{ 年} = 550,000 \text{ 円}$ (千円未満切捨て)

(※1) 平成 31 年 2 月 1 日時点の独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」建設・購入の場合の基本融資額に係る融資金利 (※2) です。

(※2) 融資金利は変動します。

【自宅再建利子助成事業】

(問1) 申請者と融資を受けた者が違う場合でも申請可能か。

(答) 被災した世帯(申請者世帯)のために建てる家で、融資を受けた者が、申請者の2親等以内の親族であれば申請可能です。

(問2) 熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金との併用は可能か。

(答) 併用可能です。

熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金は、震災前の住宅ローンの利子に対する補助。リバースモーゲージ利子助成事業は、震災後、住宅再建のため、新たに借り入れる住宅ローンの利子に対する補助であるため。

(問3) 日本財団わがまち資金「被災住宅再建資金助成事業」との併用は可能か。

(答) 併用できません。

自宅再建利子助成事業と同趣旨の事業であるため、どちらかを選択いただくこととなります。

(問4) 個人間の借入(親族間の借入等)や消費者金融からの借入は対象となるのか。

(答) 個人間、消費者金融は不可です。あくまで住宅再建のために金融機関(※)から借入れたものであり、原則として金銭消費貸借契約書(金銭消費貸借契約書の資金用途欄)に住宅を建設、購入、補修するために借入を行ったことを明記されたものとします。

(※) 金融機関等

- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 民間金融機関
- 各種共済組合、その他貸付事業を行う団体

(問5) 提出を求める金銭消費貸借契約書は法人名義のものでも可能か。

(答) 法人名義のものは不可です。

申請者本人もしくは、申請者の2親等以内の親族名義のものに限ります。

(問6) 金銭消費貸借契約書に住宅を建設、購入するために借入を行ったことを明記されていないが、店舗兼住宅や賃貸住宅を建設、購入し、再建先として入居するために金融機関から融資を受けた場合でも対象となるのか。

(答) 基本は個人が住宅を再建するための住宅ローンを対象と考えているが、住宅を建設、購入することが、金銭消費貸借契約書で確認できない場合(資金使途が事業資金など)でも、その資金が店舗兼住宅や賃貸住宅を建設、購入するために使用され、再建先として入居していることが確認できた場合には、居住部分の面積按分により助成額を算出します。

また、申請時には以下の資料を追加で提出してください。

- ①建物の居住用に使用する部分の床面積と事業用に使用する部分の床面積を算出した資料
- ②建物の図面
- ③工事請負契約書又は不動産売買契約書
(建物の総面積が記載されているもの)

(問7) 利子助成の利率はいつ時点の貸付利率を採用するのか。

(答) 独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」以外の借入の場合は、金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率と金銭消費貸借契約書締結日時点の独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の基本融資額に係る融資金利と比較して利率の低い方で計算します。

※実際の融資が変動金利の場合、第1回返済時の利率と比較します。

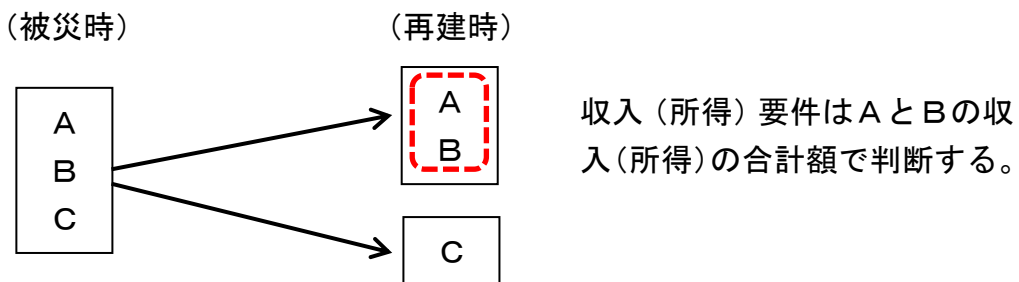
なお、独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」で借入を行っている場合は金銭消費貸借契約書に記載されている貸付利率で計算します(契約時の利率と比較する必要はありません)。

(問8) 世帯年収(所得)は被災時点の世帯、再建後の世帯どちらでみるのか。

(答) 被災時の世帯を基準に、その世帯の再建時の状況で判断することとします。詳細は以下の事例を参照ください。

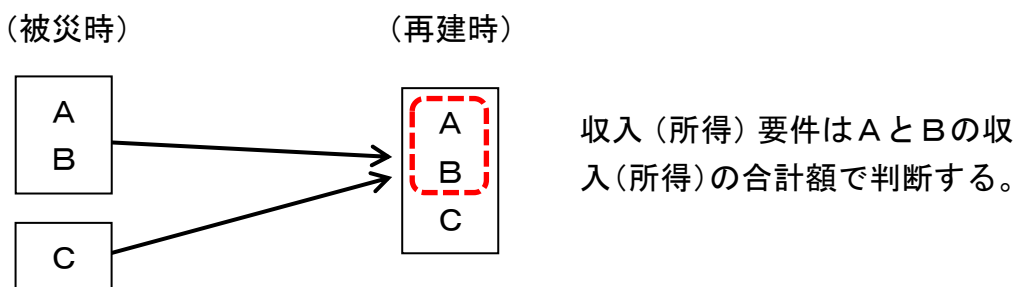
[事例1]

被災時、A、B、Cの3人で被災し、再建時はA、Bの2人が自宅再建し、Cは別に再建をした場合



[事例2]

被災時、A、Bの2人で被災した世帯と被災していないCが再建時同居した場合



(問9) 収入(所得)要件は具体的にどのように算定するのか。

(答) 世帯の収入が給与収入のみの場合は「収入」、給与収入以外の収入がある場合は「所得」で確認します。

ただし、世帯の収入が給与収入のみの場合でも、所得控除要件(※)に該当する者がいた場合には「所得」で確認します。

※所得控除要件

控除要件	控除額
(1) 満60歳以上の者がいる場合	世帯全員の所得の合計額から1人当たり10万円所得を控除する
(2) 障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の3級～6級に該当するとき イ 療育手帳のB1又はB2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から1人当たり27万円所得を控除する
(3) 特別障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき イ 療育手帳のA1又はA2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき	世帯全員の所得の合計額から1人当たり40万円所得を控除する

(問10) 課税証明書は、いつ時点のものを添付するのか。

(答) 再建した住宅に入居した日の属する年の前年のもの。前年の課税所得証明書が取得できない場合は前々年のものを添付ください。

(問11) 子どもについても課税所得証明書の提出を求めるのか。

(答) 15歳未満の被扶養者については不要とします。

なお、15歳以上の世帯員がいる場合には課税所得証明書を提出してください。

(問12) 23歳未満の扶養者や控除要件(60歳以上、障害者手帳等の所持の有無)の確認は、いつ時点で確認するのか。

(答) 再建した住宅に入居した日を基準とします。

(問 13) 要項第 2 条の別表 2 の被扶養者は「子」に限るのか。

(答) 原則、「子」に限ります。

※なお、以下のような事例も考えられます。

例) 親世帯と子世帯が同一世帯の場合であり、親世帯に被扶養者が 1 人おり、子世帯にも被扶養者が 1 人いた場合にはその世帯の被扶養者は 2 人とします。

(問 14) 23 歳未満の被扶養者・所得控除対象者はどこまでの範囲で確認を行うのか。

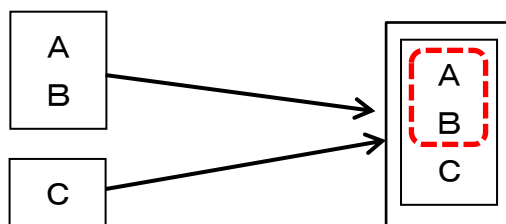
(答) 収入(所得)額の確認範囲は被災世帯のうち、再建先に入居する者で確認しますが、23 歳未満の被扶養者・所得控除要件対象者の確認範囲については再建時の世帯で確認します。詳細は以下の事例をご参照ください。

[事例 1]

被災時、A、B の 2 人で被災した世帯と被災していない C が再建時同居した場合 (A、B、C は住民票上同世帯)。

(被災時)

(再建時)



【収入(所得)要件の確認】

A、B

【被扶養者・所得控除要件対象者の確認】

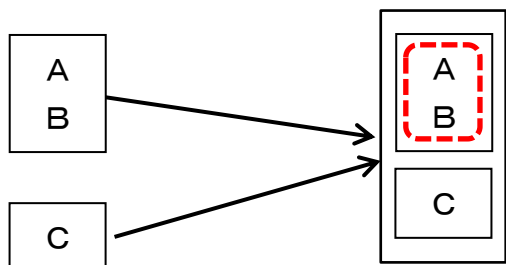
A、B、C

[事例 2]

被災時、A、B の 2 人で被災した世帯と被災していない C が再建時同居した場合 (A、B と C は住民票上別世帯)

(被災時)

(再建時)



【収入(所得)要件の確認】

A、B

【被扶養者・所得控除要件対象者の確認】

A、B

(問 15) 具体的にどのように利子助成額を算定するのか。

(答) 以下の事例をご参照ください。

[事例 1]

住宅ローンを以下の条件で借入れた場合

融資額：1,000 万円

融資金利：1.0%

返済期間：35 年

金銭消費貸借契約日：平成 31 年 2 月 1 日

借入額：850 万円 (※1)、利率：0.55% (※2)、借入期間：35 年に基づき、元利均等返済の利子計算方法により算定します。

本事例の利子助成額：846,000 円 (千円未満切捨て)

(※1) 1,000 万円借入れた場合でも、利子助成額を算定する場合には助成対象限度額である 850 万円を借入れたものとみなし計算します。

(※2) 平成 31 年 2 月 1 日時点の独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」建設・購入の場合の基本融資額に係る融資金利 (※3) です。

(※3) 融資金利は変動します。

[事例 2]

住宅ローンを以下の条件で借入れた場合

融資額：500 万円

融資金利：1.0%

返済期間：20 年

金銭消費貸借契約日：平成 31 年 2 月 1 日

借入額：500 万円、利率：0.55% (※1)、借入期間：20 年に基づき、元利均等返済の利子計算方法により算定します。

本事例の利子助成額：281,000 円 (千円未満切捨て)

(※1) 平成 31 年 2 月 1 日時点の独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」建設・購入の場合の基本融資額に係る融資金利 (※2) です。

(※2) 融資金利は変動します。

【民間賃貸住宅入居支援助成事業】

（問１）現在入居している借上型仮設住宅の契約を３者契約から２者契約に切り替え、新たに契約締結する場合も対象となるか。

（答）対象となります。

（問２）被災時別々の世帯だったものが、同一の民間賃貸住宅に入居する場合、それぞれの世帯が入居費用助成の対象となると考えてよいか。

（答）基本的には、被災時の世帯を対象とすることとしていますが、同一の民間賃貸住宅を再建先とし入居する場合は、１世帯分のみの申請とします。

（問３）入居時に支払った費用についての領収書等が必要か。

（答）一律助成のため不要です。

【転居費用助成事業】

(問1) 応急仮設住宅以外からの転居も対象となるのか。

(答) 交付対象者の要件に合致すれば、応急仮設住宅以外の公営住宅や親戚宅等で生活されていた方も対象となります。

(問2) 応急仮設住宅に入らず、被災した住宅から直接再建先へ移転した場合も対象となるか。

(答) 交付対象者の要件に合致すれば、対象となります。

(問3) 自宅を解体し、敷地内の納屋等で生活した場合、転居費用の対象となるか。

(答) 自宅を解体し再建した場合、解体住居から荷物等に移し保管する費用・労力が発生すると判断するため、転居同等とみなし転居費用の対象とします。

(問4) 引っ越しの際の領収書等は必要か。

(答) 一律助成のため不要です。

【公営住宅入居助成事業】

（問１）既に再建され、入居されている世帯もあるが対象となるのか。

（答）再建先を公営住宅とされた世帯が対象なので、既に入居されている世帯についても遡って対象とします。

（問２）領収書等の支出に係る書類の添付は必要か。

（答）支出に係る書類の添付は不要です。一律１０万円を助成します。